

監査監第1153号

令和2年12月1日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 渋谷 佳孝 様

さいたま市教育委員会教育長 細田 眞由美 様

さいたま市監査委員 大矢 幸子

同 工藤 道弘

同 伊藤 仕

同 松下 壮一

定期監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

## 定期監査結果報告書

### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部局等

教育委員会事務局

学校教育部（市立小・中学校27校）

小学校 (21校)	大谷場東、辻、道祖土、新開、中尾、常盤北、向、大宮北、大成、東大成、馬宮東、芝川、島、春野、与野西北、鈴谷、柏崎、西原、城南、美園、美園北
中学校 (6校)	東浦和、大宮北、春野、西原、浦和、美園南

#### (2) 対象事務

令和元年度（令和元年9月1日から令和2年2月末日まで）における財務に関する事務の執行及び学校の施設・物品の管理状況について

### 3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

#### (1) 収入事務

現金等の保管及び取扱いは適正か。

#### (2) 支出事務

支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

#### (3) 契約事務

契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

(4) 財産管理事務

物品は正しく分類整理されているか。また、備品票は正確に貼付されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象市立中学校・小学校内

(2) 監査期間

令和2年4月24日（金）から令和2年11月24日（火）まで

6 監査の結果

適正に行われているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。